

## 第二次世界大戦における交戦関係の開始日時について

### 序

本稿の目的は、第二次世界大戦において各国の間に「国際法上の戦争」が成立した日時を、当時米國務省の *The Department of State Bulletin* に発表された記事・資料を基礎として、明かにすることである。

国際法において「戦争」といった場合に、その意味するところは、われわれが一般に戦争と呼ぶものとは多くの点で異っている。国際法上の戦争は、当事国のいずれかが直接もしくは間接に「交戦の意思（戦意）」を公にすることにより開始され、講和条約の締結などの双方の合意によるか、もしくは一方が他方を征服することで終結する一種の「関係」である。<sup>1)</sup>

重要なのは、そこに必ずしも武力衝突の生起を要しないという点で、たとえば一国が他国に宣戦を布告したものの、両国が具体的な軍事行動を一切取らないままに年月が経過し、政治的な交渉によって講和条約が締結された場合には、一発の弾も撃たれず、また一人の死傷者も出なかったにもかかわらず、国際法の上では両国の間には「戦争」があったとみなされる。

反対に、国際法上の戦争は、当事国のいずれかが戦意を公にすることによりその成立が認められるため、たとえ現実的に大規模な武力衝突が発生していても、すべての当事国が交戦の意思を否定しているような場合には、国際法の見地からは、そこに戦争が発生しているとは言えない。<sup>2)</sup> この武力衝突の有無が戦争の存否に必ずしも関係しないという点で、国際法上の戦争は、われわれが普通に戦争とよぶも

のとは大変に異っている。

本稿は、大規模な軍事的衝突の発生を不可欠の要素とする、一般にいふところの戦争ではなく、国際法上の戦争（交戦関係）が成立した日付を確認することを目的としているが、宣戦行為なしに開始された大規模な武力行使についても、一部についてはその開始された日時を明かにすることをとした。

本稿は、まず「基礎的諸概念」として、戦意の表示の諸方式（開戦宣言・交戦状態通告など）と、第二次世界大戦における「連合国」「枢軸国」「中立国」の範疇について簡略に説明する。そのあと本論の「交戦関係の成立状況」に入り、連合国陣営に属した諸国を中心として当時の状況を検討することにした。

### 基礎的諸概念

#### (一) 戦争開始のための方式

前述の通り、戦争（交戦関係）を開始するためには当事国のいずれか一方がその交戦の意思を明かにすればよい（広義における宣戦）。その形式について一九〇七年の第二回ハーグ会議において採択された「開戦に関する条約」は、「理由を附したる開戦宣言の形式又は条件附開戦宣言を合

む最後通牒の形式を有する明瞭且事前の通告」（狭義における宣戦、もしくは条件付最後通牒）が必要と定めている（第一条）。しかし戦意の表示はこの方式のみに限られるものではなく、この規定以外の形式で交戦の意思を示すことは、条約に違反することにはなるが、交戦関係の成立そのものを妨げることにはならない。<sup>3)</sup>

信夫淳平博士は「開戦の方式」として（狭義における）宣戦「条件付最後通牒」のほかに、「交戦状態成立の通告」「憲法機関に依る意思表示」「敵対行為と国交断絶の兼行」もありうることを認めており、実際に第二次大戦でも、これらの諸方法により交戦の意思を相手国に示し、それにより交戦関係に入った事例が少からず存在した。なおこれらの諸方式のそれぞれの特徴を博士の説明にしたがって略述すると、次のようになる。

- ・「宣戦」…「開戦宣言」ともいう。開戦の意思を明示した文書等によってその戦意を公にするもの。
- ・「条件付最後通牒」…特定の要求について、相手国に対して回答期限を付した最後通牒を送り、その回答を得られなかった場合、もしくは不満足であった場合に交戦関係に入るというもの。この場合に、改めて「宣戦」もしくは次の「交戦状態成立の通告」をすることもある。

・「交戦状態成立の通告」…相手国もしくは第三国に対して、既に交戦関係が成立していることを通告するもの。

・「憲法機関に依る意思表示」…米国などでとられる形式であり、立法機関が交戦の意思を可決することにより、その戦意を明示するもの。

・「敵対行為と国交断絶の兼行」…現実には敵対行動が行われているなかで国交の断絶がなされた場合、このとき宣戦がなされずとも、交戦関係が成立したと見ることが可能である。なお国交断絶は、国家がその強い意思を示す場合に与えられる措置であるが、この措置そのものが、戦意を示すものとは言えない。したがって断交通告のみで敵対行為が伴わない場合には、交戦関係が開始されたと見るのは適当でない。

なお本稿で「宣戦」といった場合、それは狭義のそれに限られるものではなく、ここに掲げた五つの戦意の表示方式すべてを含むものとして、使用されている。

(二) 「連合国」「枢軸国」「中立国」

周知の通り、第二次大戦における交戦関係は原則として、「連合国」陣営と「枢軸国」陣営との間で成立した。

では当時、それぞれの陣営に属する国として、また中立

の立場をとった国としてどのような国があったのか。以下、それらを簡単に示すことにしたい。

連合国

「連合国」は、通常は一九四二年一月一日にワシントンで調印された「連合国共同宣言」(Joint Declaration of the United Nations)の署名国、および後よりの加入国と定義される。すなわち、

(署名国…二六ヶ国)

- アメリカ イギリス オーストラリア カナダ ニュー
- ジーランド 南アフリカ インド エルサルバドル オ
- ランダ キューバ ギリシャ グアテマラ コスタリカ
- ソ連 チェコスロバキア 中華民国 ドミニカ共和国
- ニカラグア ノルウェー ハイチ パナマ ベルギー
- ポーランド ホンジュラス ユーゴスラビア ルクセン
- ブルグ

(加入国…二一ヶ国)

- イラク イラン ウルグアイ エクアドル エジプト
- エチオピア コロンビア サウジアラビア シリア チ
- リトルコ パラグアイ フィリピン ブラジル フラ
- ンス ベネズエラ ペルー ポリビア メキシコ リベ
- リア レバノン

の合計四七ヶ国である。<sup>⑤</sup>

またこれ以外に連合国の範疇に加えられた国もある。たとえば戦後日本を占領した進駐軍総司令部（GHQ）の定義によれば、連合国とは「連合国宣言署名国及び右署名国と戦争において共同行動をとった国」であり、具体的にはアイスランド（大戦中にデンマークから分離独立<sup>⑥</sup>）を連合国に含めていた。<sup>⑦</sup>

しかし本稿では連合国の範囲を前記共同宣言の参加国に限ることとし、例外としてアルゼンチンをこれに含めることにする（理由は後述）。

## 枢軸国

枢軸国を「日独伊三国同盟の当事国」と同一視するのは、必ずしも適切ではない。実際にフィンランドなどは三国同盟には参加していないが、枢軸国陣営に属する国として取扱われているのである。そこで本稿では枢軸国を「三国同盟の当事国およびこれと友好的な関係にあり、かつ連合国のいづれかと（国際法上の）交戦関係を持った国」と定義することにした。したがって

（三国同盟の当事国）

日本<sup>⑧</sup> ドイツ イタリア ハンガリー ブルガリア ルーマニア<sup>⑨</sup>

（これと友好的な関係にあった国）

フィンランド<sup>⑩</sup> タイ<sup>⑪</sup>

の計八ヶ国がこれに該当することになる。なおアルゼンチンは、大戦中に親独的態度をとっていたが、最終的には連合国に対してではなく日独両国に対して宣戦したため、本稿では連合国陣営に属するものとして取扱うこととした。<sup>⑫</sup>

## 中立国

一九三九年以前に存在した主な独立国のうち、最後まで中立を維持したのは次の七ヶ国である。

アフガニスタン アイルランド ポルトガル スペイン  
スウェーデン スイス バチカン

当然これらは、他のいづれの国とも交戦関係には入っていないが、国交断絶が行われた例はあるようである（たとえばスペインは日本に対して四五年四月十二日に、マニラにおける日本軍の残虐行為を理由として、断交を通告している）。

## 交戦関係の成立状況

それでは以下、連合国陣営に属する国々がどの段階で枢軸諸国と交戦状態に入ったのかを個別に見ることとする（各国の上に付した数字は、後掲の図表に対応したものである）。

続いて、一九四三年以降、イタリアほか枢軸諸国のうちのいくつかは、連合国と休戦した後日本やドイツなどに対して宣戦をしているため、これら「旧枢軸諸国」と枢軸諸国との交戦関係成立の状況について見ることにしたい。

また、フランスのヴィシー政権と連合国との関係、さらに植民地ながら独立した資格で連合国共同宣言に参加したインド、フィリピンと枢軸諸国との関係などについても、最後の「特殊な事情にあった国・地域」の中でそれぞれとりあげることとした。

なお紙幅の関係上、具体的な開戦期日については後掲の図表に譲ることとし、ここでは特に注記が必要と思われる点についてのみ、言及することとする。

#### (一) 連合諸国

##### 1 アメリカ

対日本…日本側はワシントンで四一年十二月七日午後二時二〇分（現地時間）、対米覚書（日米交渉中止の通告）を手交したが、この時既に真珠湾攻撃が開始されていた。なお米側はこの覚書に戦意を明示する文言がないことを理由に、手交の一時四〇分後に日本で行われた「宣戦の詔書」の放送をもって、宣戦とみなしているようである。

対ハンガリー、ブルガリア、ルーマニア…四二年六月五日

日になって米議会は、これらの国々と交戦状態にある旨決議した。

対タイ…タイは四五年八月十六日、四二年一月の対米宣戦を取消す旨の宣言を出し、アメリカ側もこれを諒承した。

##### 2 アルゼンチン

同国は当初、親枢軸国とみなされており、連合国共同宣言にも不参加であったが、四五年三月末に日独両国に對して宣戦するに至った。

##### 3 イギリス

対日本…日本側は、四一年十一月の自らの対英宣戦がオーストラリア、カナダ等の英自治領諸国およびインドに対する宣戦をも意味するものと解釈していた。

対イタリア、対ブルガリア、対タイ…日本に對してと同様に、相手方の宣戦を受けて、自らも宣戦した（宣戦は一方的な行為であるため、国際法の観点からは、必ずしもこのような措置は必要でない）。

対タイ…タイは四五年八月十六日、四二年一月の対英宣

戦を取消す旨の宣言を出したが、イギリスはこれに対して明確な承認を与えなかった。

(英自治領諸国)

- 4 オーストラリア
- 5 カナダ
- 6 ニューゼーランド
- 7 南アフリカ

これら英自治領諸国は、それぞれ様々な形式でその交戦の意思を明かにした。具体的には宣言の主体として

- ・本国より国王の名代として派遣されている「総督」
- ・各自治領の首相

の二種類があり、また成立した交戦関係についても

- ・英国王と相手国の国王（もしくは政府）との間に戦争が生じたと宣する場合

・該自治領と当該国の間に戦争が生じたとする場合

の二通りの形式が存在した。しかも、おなじドイツとの開戦に際して、ニューゼーランドでは「総督が、英国王と独政府との間に戦争が生じたと宣する形式」をとりながら、南アフリカでは「総督が、南アフリカとドイツとの間に戦争が成立したと宣言」するなど、必ずしも全体として統一した形式が取られたわけではない。

なお、日本は前述の通り、対英宣戦がこれら自治領諸国

に対する宣戦をも含むものと解釈したため、各自治領政府に対する個別的な宣戦は行っていない。

8 イラク

9 イラン

10 ウルグアイ

11 エクアドル

12 エジプト

対タイ・同国とタイとの断交の正確な日時は不明。しかし少くともこの日(四年三月五日)までには関係が絶たれていたという。

13 エチオピア

同国は、三六年以来イタリヤに併合されていたが、大戦中にイギリスの援助を受けてその支配を脱し、日独伊の三国に対して宣戦するにいたった。なお日本に対して同国は、既に三二年十二月十四日に宣戦していたという情報もある。

14 エルサルバドル

15 オランダ

対ドイツ…ドイツは同国に対して四〇年五月九日から武力侵攻を行い、これを占領したが、両国の間に何らかの正式な交戦意思の表明がおこなわれた形跡はない。

また同国によるイタリヤ、日本などに対する宣戦・断交通告は、ロンドンの亡命政権により行われた。さらに蘭領東インド（現インドネシア）政府は四一年十二月八日、日本に対して独自に宣戦している。

16 キューバ

17 ギリシャ

対日本…ギリシャ政府は、日本への開戦通告にあたり、両国間には四一年十二月八日以来交戦関係が成立していたと主張したが、このような長期にわたる交戦開始時期の遡及には問題があると思われるので、ここでは通告日を以て交戦関係の成立日とした。

対ドイツ…四一年四月六日早朝、ドイツ政府はギリシャ

公使に対して「以後、敵とみなさざるを得ない」との通牒を手交したが、正式な宣戦はなされていない。しかも通牒手交時刻には既にドイツ軍の攻撃が開始されていた。

対イタリヤ…四〇年十月二八日にイタリヤ軍の攻撃が開始されたが、正式な宣戦は行われていないようである。

対ブルガリヤ…ブルガリヤ政府は四一年四月二四日、ギリシャ領でかつブルガリヤ軍の支配下にある地域において、交戦状態が成立しているとの声明をだした。

18 グアテマラ

19 コスタリカ

20 コロンビア

21 サウジアラビア

対日本…四五年三月一日にサウジアラビアは日本に宣戦したが、もともと両国の間には一切の国際法上の関係が存在していなかった。

対イタリア…四二年二月に、サウジアラビアのイタリア

公使館がサウジ政府の要請により閉鎖されたが、サウジ政府はこの時、これが国交の断絶を意味するものではないとの声明を出している。

## 22 シリア

## 23 ソ連

対ドイツ…四一年六月二日早朝、ドイツ大使がソ連の外務人民委員に宣戦通告を手交したとき、既に攻撃が開始されていた。

対ブルガリア…すでに四一年九月十一日の段階で、外務人民委員からブルガリア公使に対して、現在の両国の関係が「不正常」であるとの覚書が手交されている。

対ルーマニア…戦闘が開始された日に、ルーマニア首相は声明を発表し、この戦いが父祖伝来の地を回復するための聖戦であると述べ、戦意を表明した。

対フィンランド…回国とフィンランドの間では、大戦中に二度、戦争が勃発している。一度目は三九年十一月三〇日にソ連の攻撃により始まったもの

(冬戦争)で、ソ連側がフィンランド領の一部割

譲を受けることで翌年三月十三日に終結した。

二度目は独ソ戦の開始直後に開始されたもので

(継続戦争)、四二年八月二五日のソ連軍の空襲により開始された。なおこの時の宣戦は空襲の

後にフィンランド側より行われている(首相が

議会で、両国が交戦状態にある旨宣言する形をとった)。

なおソ連は三九年九月十七日、ポーランドに侵攻して事前にドイツと取り決めた分割ラインまで進出したが、この時には正式な宣戦はなされず、ポーランドとの外交関係も継続していた。両国の関係が正式に断絶するのは、ソ連政府が四三年六月二五日にモスクワのポーランド大使館に通牒を発し、翌二六日を以て本国との国交を断絶すると宣言したときである。

## 24 チェコスロバキア

回国はミュンヘン協定などにより事実上解体されており、本表に掲げた宣戦・断交等の通告はすべてロンドンに設立された亡命政権によるものである。

この政権は、四一年十二月九日に声明を発し、英米ソの何れかと戦争状態にある国は自動的にチェコスロバキアの

敵であると述べ、同月十六日にはこれと同趣旨の公式の宣戦布告文書が作成された。本稿では、この日を以て戦争状態が開始されたと判断したが、この点についてチェコスロバキア政府は四四年二月二十八日の覚書にて、四一年十二月十六日以来、自国がドイツ、イタリア、日本、フィンランド、ブルガリア、ルーマニアとそれぞれ戦争状態にあったと確認している。

なおこの覚書では、チェコスロバキアとドイツは三八年九月十七日から、ハンガリーとは同年十月七日からすでに戦争状態にあったとも述べられていた。

ちなみに日本はこの亡命政権を認めておらず、スロバキア地方にドイツの後押しで設立された政権を承認していたため、四一年十二月の宣戦についてはこれを無視する態度をとった（日本のこのような姿勢は、イタリアのバドリオ政権などの、他の未承認政権についても同様である）。

25 中華民国（重慶政権）

同国が宣戦布告した日独伊三国はいずれも、中国の正統政権として南京（汪兆銘）政権を承認していた。

26 チリ

27 ドミニカ共和国

28 トルコ

29 ニカラグア

対日本…ニカラグア議会は四一年十二月九日に「八日付で日本と交戦状態に入ったものとする」との決議を採択し、翌日大統領もこれに署名したが、回国外相は米公使に対し、十一日付で宣戦が発効したと述べている。

30 ノルウェー

対日本…ノルウェーは対日宣戦にあたり、両国は四一年十二月七日以降交戦状態にあったと述べているが、このように長期にわたり交戦開始時期を遡及することには問題があると思われるので、ここでは通告の期日を以て交戦開始日とした。

対ドイツ…ドイツ軍の侵攻は四〇年四月八日から九日にかけて開始されたが、正式な宣戦はなし。

対イタリア…正式な断交通告はなされていないが、ローマのノルウェー大使は四〇年六月十三日に同地から退去した。

対ルーマニア…正式な断交通告はなされていないが、ブカレストのノルウェー公使は四一年二月二日、同地から退去した。

31 ハイチ

対ルーマニア…ルーマニアの宣戦は、ハイチからの宣戦を受けてのものと思われるが、詳細は不明である。

32 パナマ

33 パラグアイ

34 ブラジル

35 フランス

対日本…ドイツ、イタリアの宣戦は第三共和制政府に対するものであるが、日本に対する宣戦はロンドンのド・ゴール政権(自由フランス)によるものである。日本は他の未承認政権による宣戦と同様、これを無視した。

36 ベネズエラ

37 ペルー

38 ベルギー

対ドイツ…ドイツ軍は四〇年五月九日からベルギー侵攻を開始したが正式な宣戦布告はなされていない。対ハンガリー…正式な断交通告はなされていないが、ブダペスト駐在のベルギー公使は四一年四月十一日に同地を退去した。

対ルーマニア…正式な断交通告はなされていないが、ブカレスト駐在のベルギー公使は四一年二月十四日に同地を退去した。ただし退去に際して、ベルギー側はこれが国交断絶を意味するものではないと明言している。

39 ポーランド

対日本…宣戦はロンドン亡命政権によるもの。日本はこれを無視。

対ドイツ…ドイツ軍の侵攻は三九年九月一日であるが、正式な宣戦布告はなされていない。なおドイツ軍のポーランド占領後、ロンドン(当初はパリ)

に亡命政権が設立されたが、本表でポーランド

側からなされたとされる宣戦・断交通告はいずれも、この亡命政権によるものである。

対イタリア…正式な断交通告はなされていない。ローマ駐在のポーランド公使は四〇年六月十三日同地を退去した。なおポーランドは戦後の対イタリア講和条約の当事国となっているが、その事情については不明である。

40 ポリビア

ポリビア政府は四三年十二月四日の布告により、同国が同年四月七日以降、枢軸諸国（国名限定なし）と戦争状態にあると発表したが、同じ内容が四月二四日の外相声明、十一月二六日の議会決議にもすでに盛り込まれているところからみて、同国が枢軸諸国と交戦状態に入ったのは布告のとおり四月七日としてよいであろう。

41 ホンジュラス

42 メキシコ

対ブルガリア、ルーマニア…メキシコ政府はこれらに対して断交を通告したが、元々これらの国とは外

交関係が開設されていなかった。

43 ユーゴスラビア

対日本…ユーゴ側は四二年一月十三日に、「日本が英米を攻撃した時点に遡って交戦状態が成立したものとす」との声明をだした。なおこの宣言はロンドン亡命政府によりなされたが、日本はドイツのユーゴ侵攻・同国解体の結果生れたクローアチア政府を承認していたので、これを無視する態度をとった。

対ドイツ…ヒトラーの演説により戦意が表明されたが、演説がなされたときには既にドイツ軍の攻撃が開始されていた。

対イタリア…ドイツ軍の攻撃にイタリアの部隊も参加していたが、正式な宣戦布告はなされていない。  
対ハンガリー…ハンガリーからの正式な宣戦布告はなし。他方ユーゴスラビア政府は両国間には四月一日以降交戦状態が成立していたとの決定を五月四日に行った。

対ブルガリア…ブルガリア政府は四一年四月二四日、ユーゴ領でかつブルガリア軍の支配下にある地域において、交戦状態が成立しているとの声明を行っ

た。他方ユーゴスラビア政府は五月四日の決定により、両国間には四月六日以降交戦状態が成立していたとする立場をとった。

44 リベリア

45 ルクセンブルグ

対ドイツ・ドイツの侵攻は四〇年五月九日にはじまったが、正式な宣戦布告はなし。ルクセンブルグ側の宣戦日は、駐米同国公使が米國務長官にあてた覚書（ルクセンブルグ政府は、枢軸諸国と交戦状態にある」と明言したもの）の日付によった。なおこの日付以前に、公式にルクセンブルグ政府が戦意を表明しているか否かについては不明である。

46 レバノン

(二) 旧枢軸諸国

枢軸国陣営のうちイタリア、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニアの四ヶ国では、国内の政変のため親枢軸政権が打倒され、新政権によってドイツなどに対して宣戦が行わ

れた。またフィンランドも国際情勢の変化により、ドイツに対して敵対的な立場を取ることとなった。ここでは、これらの枢軸国同士で成立した交戦関係についてみることにしたい。

47 イタリア（バドリオ政権）

四三年七月に連合軍がシチリア島上陸を開始し、同国の敗色が濃くなると、同月末には政変が勃発し、ムッソリーニは失脚、代ってバドリオを首班とする新政権が成立した。この政権は九月に連合国に対して無条件降伏し、その後日独両国に対して宣戦した。

48 ハンガリー

ハンガリーは、既に親枢軸政権が打倒されていたルーマニアから宣戦布告を受け、同じくブルガリア、フィンランドからも断交されていたが、四四年十二月に臨時国民政府が樹立されると、ドイツに対して宣戦布告をおこなった。なお同国は日本に対しては宣戦していない。

49 フィンランド

フィンランドは四四年九月にソ連と休戦協定を結び、一転してドイツにあたることとなった。この点について同国

首相は、四五年三月三日の声明で、ドイツとの間に四四年九月十五日にさかのぼって戦争状態が発生していたと述べている。なお同国はハンガリーと日本に対して断交を通告した。

50 ブルガリア

ブルガリアでも四四年九月に政変が起り、新政権が樹立されると直ちに対ソ休戦、対独宣戦布告がおこなわれた。

ルーマニアとの関係は政変以前に相手方より断たれていたが、新政権は日本、ハンガリーの両枢軸国に対して断交を通告した。

51 ルーマニア

ルーマニアでは四四年八月に政変が起き、対ソ休戦と共に対独宣戦布告がなされた。同国は日本、ハンガリーにも宣戦し、またブルガリアとも断交している。

(三) 特殊な事情にあった国・地域

最後に、フランスのヴィシー政権、デンマークとの同君連合を四四年に解消したアイスランド、当時半独立状態にあったモンゴル、そして英米両国の植民地ながら連合国共同宣言に参加したインドとフィリピンについてみることに

する。

・フランス（ヴィシー政権）

ドイツに降伏する直前に成立した同政権が、連合諸国と交戦状態に入ることにはなかった。しかしその多くと断交状態となり、連合軍の反攻により政権が崩壊するまでの間に、これに対して断交を通告した国は二〇ヶ国、ヴィシー側より断交した国は十一ヶ国に上る。

(ヴィシー政権に対して断交を通告した国)

アルゼンチン イラク ウルグアイ エジプト エルサルバドル カナダ キューバ グアテマラ コロンビア 中華民国 チリ ドミニカ共和国 ニカラグア ニュージランド ハイチ パナマ ベルー ホンジュラス 南アフリカ メキシコ

(同政権側より断交を通告した国)

アメリカ イギリス オランダ ギリシャ ソ連 ベルギー ノルウェー ペルー<sup>⑤</sup> ポーランド ユーゴスラビア ルクセンブルグ

・アイスランド

アイスランドは一三八〇年以来デンマークの支配下にあっ

たが、一九四〇年五月にイギリスに占領されてのち、連合国の補給・航空基地として利用された。四四年六月十七日付で正式に独立を達成。ただし連合国共同宣言には参加せず、また枢軸国とも一切交戦関係に入っていない模様である。

#### ・モンゴル

ながく中国の支配下にあったが、ソ連の後押しをうけて二四年十一月に独立を宣言。ただし中国をはじめ、ほとんどの国がこれを承認していなかった。四五年八月九日に対日宣戦したともいわれているが、日本は同国を承認していなかったために、これを無視する姿勢をとった。

#### ・インド

当時はイギリスの植民地であり、一切の外交権をもたなかったが、本国の開戦にあわせてしばしば独自の戦争宣言を出している。具体的には三九年九月三日の英独開戦に際し総督が宣言を出したほか、日本、イタリア、ハンガリー、ルーマニア、フィンランドとイギリスとの間に交戦関係が成立した際にも、宣言をおこなった。なおインドは、パリで締結されたイタリア等との講和条約に対しても、ウクライナ、ベラルーシと共に、独立した資格で調印している。

#### ・フィリピン

フィリピンは当時アメリカの保護下にあり、独自の外交権はもっていなかった。日本軍の侵攻により国外に脱出したフィリピン政府は、四二年六月に連合国共同宣言に参加したが、インドとは異なり、独自の開戦宣言等は出していないようである。

### 結

以上、第二次大戦中に行われた宣戦、国交断絶通告の期日を明かにすることにより、諸国間に交戦関係がいつ成立したのかをほぼ明確にすることができた。しかし通告・宣言のおこなわれた正確な時刻については、しばしば参考とした資料にその記録があるにも拘らず、紙幅の関係からここでは紹介できなかつた。本稿の最後に今回参照した主な文献を掲げておくので、必要に応じて参照されたい。

また一九三〇年代以降、日独両国の後援により各地に樹立され、両国の降伏と共に崩壊していった諸政権と連合諸国との関係についても、今回は取り上げることができなかつた。この問題についての検討は、また別の機会に譲ることとしたい。

注(1) このため国際法上の戦争は、しばしば「交戦関係」と称される。

(2) その一例は一九三一年に勃発した満州事変で、当時現地では本格的な武力闘争が展開されていたにもかかわらず、日中両国が共に交戦の意思を示さなかったため、アメリカなどは両国が国際法上の戦争状態にあるものとは認めず、当然、自らが中立国としての義務を課せられるとも考えなかった。

(3) なお当然ながら、同条約に参加していない国であれば、このような義務に縛られることさえない(同条約の加盟国は一九九五年現在で四三ヶ国にとどまっている)。

(4) 信夫淳平『戦時国際法講義』第一巻、丸善、一九一四年、三七八―九頁、及び七〇九―一〇頁。

(5) ただしこれらの中には、当時その領土を枢軸国により軍事占領されるなどの結果として生れた「亡命政権」であったものも少なくない。これらの多くについて枢軸諸国は承認を与えていないので、これらの政権による形式的な「開戦通告」により、国際法上の「交戦関係」が成立しうるか否かについては、簡単には定め難い。

(6) デンマークは四〇年四月九日にドイツの侵攻を受け即日降伏、四五年五月までその占領下にあったため、連合国共同宣言には参加していない。

(7) 太田一郎監修『大東亜戦争・戦時外交』(『日本外交史』第二四巻)、鹿島研究所出版会、一九七一年、三三―三四頁。なおそこでは「連合国」を四五ヶ国と明記しており、先の連合国共同宣言参

加国よりコスタリカ、キューバ、サウジアラビアの三ヶ国が除外されているが、その理由については不明である。なお、わが国では昭和二六年一月二二日に公布された政令第六号(連合国財産の返還等に関する政令)において、アフガニスタンやスウェーデンなどの中立国も「連合国」として取扱っているが、これは国内法制上の便宜的措置であると考えられる。

(8) ユーゴスラビアは三国同盟の当事国であったが、ここでは除外する。それは同国が当事国の地位にあったのがほんの数日間(一九四一年三月二五日から二七日)であることと、翌年には「連合国共同宣言」に参加していることによる。

(9) フィンランドは、四一年の独ソ戦の開始とともにソ連と交戦状態となり、その結果、枢軸側に立つものとして英国とその自治領諸国から宣戦を受け、また連合国陣営のいくつかの国から国交断絶の通告を受けることとなった。

(10) タイは日本の参戦に伴い、日本との間に軍隊のタイ領域通過に関する協定を結び、続いて日タイ攻守同盟を締結した。両国の関係について詳しくは太田一郎、前掲書、第四章「日タイ関係」を参照。

(11) 前述の進駐軍総司令部の分類では、アルゼンチンはイタリア、フィンランドなどと同様に「戦争の結果としてその地位に変更を見、敵国とは異なる取扱を受ける国」とされている。

(12) 萩原徹『講和と日本』読売新聞社、一九五五年、一三二頁。

(13) Documents on American Foreign Relations, vol. 4, p. 205n.

(14) ただし四四年八月の連合軍によるパリ解放、ド・ゴールを首班とする臨時政府の樹立をうけて、仏領インドシナが日本に敵対的な立場を取るようになる、日本政府はフランスに敵性を認め、四五年三月九日以降、同国国民等に対して戦時国際法を適用するとの決定をおこなった。そのため、この時点をもって日本政府はフランスに対して戦意を表示した、つまり宣戦したと考えることもできる。なおこの間の事情に関しては、法政大学の杉山茂雄教授の御教示をうけた。ただし本註釈の記述内容に錯誤があるとすれば、それはいうまでもなくすべて筆者の責任である。

(15) まずヘル側が断交を通告し、ヴィシー側が同様の措置をとった。

### 《主な参考文献》

Department of State Bulletin, vols. 1-13, (Jul. 1939-Dec. 1945).  
特 12 Dec. 20, 1941; Feb. 7, 1942; Apr. 18, 1942; Nov. 20, 1943; Aug. 12, 1945 の各号の記事。

Documents on American Foreign Relations, vols. 4-7 (1942-1947).

安東義良・松本俊一監修『大東亜戦争・終戦外交』（『日本外交史』第二五巻）、鹿島研究所出版会、一九七二年。

太田一郎監修『大東亜戦争・戦時外交』（『日本外交史』第二四巻）、鹿島研究所出版会、一九七一年。

国際法事例研究会編『国家承認』日本国際問題研究所、一九八三年。  
同『国交再開・政府承認』慶応通信、一九八八年。  
国立国会図書館調査立法考査局編『イタリア講和条約の解説』生活社、一九五〇年。

信夫淳平『戦時国際法講義』第一巻、丸善、一九四一年。

萩原徹『講和と日本』読売新聞社、一九五五年。

M・ヤコブソン（上川洋訳）『フィンランドの外交政策』日本国際問題研究所、一九七九年。

### 《表の見方》

日付：宣戦（開戦宣言・交戦状態通告など）が発せられた日付。  
ただし、宣言・通告文に交戦開始の日時が明示されている場合には、原則としてその日付とした。

例：四一年十二月十一日に「十二月八日以降、交戦状態にあつたものとする」との宣言がなされた場合→十二月八日  
発：上欄の国が、左欄の国に対して宣戦した日付  
宛：左欄の国が、上欄の国に対して宣戦した日付  
N：正式の宣戦なしに戦闘が開始された、その日付  
S：断交通告がなされた日付（交戦関係には入らず）

第二次世界大戦における交戦関係の開始日時について

※二つの日付の間の欄に\*が入っている場合は、左欄の国が、戦後結ばれた多数国間講和条約（日本はサンフランシスコ、ドイツとタイはなし、その他の国はパリ）の当事国であることを意味する。

（外交防衛課 伊藤信哉<sup>いとうしんや</sup>）

ガー	宛	発	ブルガリア	宛	発	ルーマニア	宛	発	フィンランド	宛	発	タイ	宛
*	42. 6. 5	41.12.13	*	42. 6. 5	41.12.12	*	42. 6. 5	44. 6.30S		—		42. 1.25	—
	44. 2. 4S	—		44. 2. 4S	—		44. 2. 4S	—		—		—	—
*	41.12. 7	41.12.13	*	41.12.13	—		* 41.12. 7	—	*	41.12. 7	—	42. 1.25	42. 1.25
*	41.12. 8	—	*	42. 1. 6	—		* 41.12. 8	—	*	41.12. 8	—	—	42. 3. 2
*	41.12. 7	—		—	—		* 41.12. 7	—	*	41.12. 7	—	—	—
*	41.12. 7	—	*	41.12.13	—		* 41.12. 7	—	*	41.12. 7	—	—	42. 1.25
*	41.12. 8	—	*	41.12.13	—		* 41.12. 8	—	*	41.12. 8	—	—	42. 1.25
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	41. 9.16S	—		41. 9.16S	—		41. 9.16S	—		—	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	41.12.15S	—		42. 1. 5S	—		41.12.25S	—		42. 1. 5S	—	—	42. 3. 5S
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	41. 4. 8S	41. 3. 4S		41. 3. 9S	—		41. 2.11S	—		41. 6.28S	—	—	41.12. 9S
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	—	41. 4.24	*	—	41. 6.24S		—	—		—	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	42. 5.15S	—		—	—		42. 5.15S	—		—	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
*	—	—	*	44. 9. 5	41. 6.22	*	—	41. 6.25	*	—	—	—	—
*	41.12.16	—	*	41.12.16	—	*	41.12.16	—	*	41.12.16	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	43. 5.18S	—		43. 5.18S	—		43. 5.18S	—		—	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	41.12.20	—		41.12.20	—		41.12.20	—		—	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		41.12. 7S	—	—	—
	41.12.24	—		41.12.24	41.12.24		41.12.24	—		—	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	—	—		—	42. 3. 6S		—	—		—	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	—	41. 3. 4S		41. 3. 5S	—		—	—		41. 6.29S	—	—	—
	41. 1. 1S	41. 3. 4S		41. 3. 5S	—		40.11. 5S	41. 6.24S		—	—	—	—
	43. 4. 7	—		43. 4. 7	—		43. 4. 7	—		43. 4. 7	—	—	43. 4. 7
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	41.12.23S	—		41.12.23S	—		41.12.23S	—		—	—	—	—
*	41. 4.10	41. 4.24	*	41. 4. 6	—		41. 5. 9S	—		41. 8.29S	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	42. 9. 8	—		42. 9. 8	—		42. 9. 8	—		42. 9. 8	—	—	42. 9. 8
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	—	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	—	44. 9.26S		—	44. 8.24		44. 9. 6	44. 9.19S		—	—	—	—
	44. 9.19S	—		—	—		—	—		—	—	—	—
	44. 9.26S	—		—	44. 8.24S		—	—		—	—	—	—
	44. 8.24	—		44. 8.24S	—		—	—		—	—	—	—

第二次世界大戦における交戦関係の開始日時について

	発	日本	宛	発	ドイツ	宛	発	イタリア	宛	発	ハン
1	アメリカ	41.12. 7	*	41.12. 8	41.12.11	41.12.11	41.12.11	*	41.12.11	41.12.13	
2	アルゼンチン	—	*	45. 3.27	—	45. 3.27	—	—	—	—	—
3	イギリス	41.12. 8	*	41.12. 8	—	39. 9. 3	40. 6.10	*	40. 6.10	—	—
4	オーストラリア	41.12. 8	*	41.12. 8	—	39. 9. 3	—	*	40. 6.11	—	—
5	カナダ	41.12. 8	*	41.12. 7	—	39. 9.10	—	*	40. 6.10	—	—
6	ニューージーランド	41.12. 8	*	41.12. 8	—	39. 9. 3	—	*	40. 6.11	—	—
7	南アフリカ	41.12. 8	*	41.12. 8	—	39. 9. 6	—	*	40. 6.11	—	—
8	イラク	—	*	43. 1.16	—	43. 1.16	—	—	43. 1.16	—	—
9	イラン	—	*	45. 2.28	—	43. 9. 9	—	—	41. 9.16S	—	—
10	ウルグアイ	—	*	45. 2.22	—	45. 2.22	—	—	42. 1.25S	42. 5. 4S	—
11	エクアドル	—	*	45. 2. 2	—	42. 1.29S	—	—	42. 1.29S	—	—
12	エジプト	—	*	45. 2.26	—	45. 2.26	—	—	40. 6.12S	—	—
13	エチオピア	—	*	42.12. 1	—	42.12. 1	—	*	42.12. 1	—	—
14	エルサルバドル	—	*	41.12. 8	—	41.12.13	—	—	41.12.13	—	—
15	オランダ	—	*	41.12. 8	40. 5. 9N	—	—	*	41.12.11	—	—
16	キューバ	—	*	41.12. 9	—	41.12.11	—	—	41.12.11	—	—
17	ギリシャ	—	*	45. 6.26	41. 4. 6N	—	40.10.28N	*	40.10.28	41. 6.24S	—
18	グアテマラ	—	*	41.12. 8	—	41.12.11	—	—	41.12.11	—	—
19	コスタリカ	—	*	41.12. 8	—	41.12.11	—	—	41.12.11	—	—
20	コロンビア	—	*	41.12. 8S	—	43.11.26	—	—	41.12.19S	—	—
21	サウジアラビア	—	*	45. 3. 1	—	45. 3. 1	—	—	—	—	—
22	シリア	—	*	45. 2.26	—	45. 2.26	—	—	—	—	—
23	ソ連	—	*	45. 8. 9	41. 6.22	—	41. 6.22	*	—	41. 6.27	—
24	チェコスロバキア	—	*	41.12.16	—	41.12.16	—	*	41.12.16	—	—
25	中華民国(重慶)	—	*	41.12. 9	—	41.12. 9	—	*	41.12. 9	—	—
26	チリ	—	*	45. 2.12	—	43. 1.20S	—	—	43. 1.20S	—	—
27	ドミニカ共和国	—	*	41.12. 8	—	41.12.11	—	—	41.12.11	—	—
28	トルコ	—	*	45. 2.23	—	45. 2.23	—	—	—	—	—
29	ニカラグア	—	*	41.12. 8	—	41.12.11	—	—	41.12.11	—	—
30	ノルウェー	—	*	45. 7. 6	40. 4. 8N	—	—	—	—	—	—
31	ハイチ	—	*	41.12. 8	—	41.12.12	—	—	41.12.12	—	—
32	パナマ	—	*	41.12. 8	—	41.12.12	—	—	41.12.12	—	—
33	パラグアイ	—	*	45. 2. 8	—	45. 2. 8	—	—	42.1.28S	—	—
34	ブラジル	—	*	45. 6. 6	—	42. 8.22	—	*	42. 8.22	42. 5. 2S	—
35	フランス	—	*	41.12. 8	—	39. 9. 3	40. 6.11	*	—	—	—
36	ベネズエラ	—	*	45. 2.14	—	45. 2.14	—	—	41.12.31S	—	—
37	ペルー	—	*	45. 2.11	—	45. 2.11	—	—	42. 1.24S	—	—
38	ベルギー	—	*	41.12.20	40. 5. 9N	—	—	*	40.11.23	—	—
39	ポーランド	—	*	41.12.11	39. 9. 1N	—	—	*	—	—	—
40	ポリビア	—	*	43. 4. 7	—	43. 4. 7	—	—	43. 4. 7	—	—
41	ホンジュラス	—	*	41.12. 9	—	41.12.12	—	—	41.12.12	—	—
42	メキシコ	—	*	42. 5.22	—	42. 5.22	—	—	42. 5.22	—	—
43	ユーゴスラビア	—	*	41.12. 7	41. 4. 6	—	41. 4. 6N	*	—	41. 4.10N	—
44	リベリア	—	*	44. 1.27	—	44. 1.27	—	—	—	—	—
45	ルクセンブルグ	—	*	42. 9. 8	40. 5. 9N	42. 9. 8	—	—	42. 9. 8	—	—
46	レバノン	—	*	45. 2.27	—	45. 2.27	—	—	—	—	—
47	イタリア	—	*	45. 7.15	—	43.10.13	—	—	—	—	—
48	ハンガリー	—	*	—	—	45. 1.20	—	—	—	—	—
49	フィンランド	—	*	44. 9.22S	—	44. 9.15	—	—	—	—	—
50	ブルガリア	—	*	44.11. 6S	—	44. 9. 8	—	—	—	—	—
51	ルーマニア	—	*	44.10.31	—	44. 8.24	—	—	—	44. 9. 6	—

英自治領

旧枢軸諸国